

（趣旨）

第1条 この要綱は、一般社団法人兵庫県猟友会の市内各支部（東灘支部、摩耶支部、葺合支部、生田支部、兵庫支部、西須磨支部、神戸西支部、神戸北支部、有馬支部。以下「猟友会支部」という。）に所属し、市の依頼に基づき、生活環境や農作物等に被害を及ぼす鳥獣の捕獲を行う有害鳥獣捕獲班（以下「捕獲班」という。）の班員（以下「捕獲班員」という。）の育成・確保を図るため、狩猟免許及び銃砲所持許可（以下「狩猟免許等」という。）を新たに取得し捕獲班員になろうとする者及び現に捕獲班員である者に対して狩猟免許等取得費補助金（以下「取得補助金」）及び狩猟免許等更新費補助金（以下「更新補助金」）を交付するにあたり、神戸市補助金等の交付に関する規則（平成27年3月神戸市規則第38号）に定めるもののほか、必要な事項を定める。

（補助対象者の要件）

第2条 補助金の交付を受ける者は次の要件を満たす者とする。

1 取得補助金

- (1)神戸市内に住所を有し、次条に定める狩猟免許等を新たに取得し、猟友会支部に加入すること。
- (2)新たに狩猟免許等を取得した年度の狩猟期間の狩猟者登録を行うこと。
- (3)新たに取得した狩猟免許の種類（わな猟、第一種銃猟）に応じて市が実施する「有害鳥獣捕獲実践研修」を受講すること。ただし、やむを得ない事情がある場合は、1回に限り欠席を認める。補助を受ける年度又はその翌年度から当該補助対象者が捕獲班員になることについて、猟友会支部長の確認書（様式第1号）がある場合は研修の受講を免除することができる。

2 更新補助金

補助金を受ける年度内に、捕獲班員として有害鳥獣捕獲活動に少なくとも1回以上参加し、原則として、その後少なくとも3年間有害鳥獣捕獲活動に参加するよう努めること。

（補助対象となる狩猟免許等の種類）

第3条 補助の対象となる狩猟免許等の種類は、次のとおりとする。

- (1)わな猟免許
- (2)第一種銃猟免許
- (3)銃砲所持許可

2 前項第2号の免許及び第3号の許可は、対で取得することを要するものとし、現にわな猟免許を所持している者を除き、第1号の免許とともに取得することを要するものとする。ただし、第3号の許可が審査期間経過により翌年度に交付される場合は、この限りではない。

（銃砲所持許可が翌年度に交付される場合の取扱い）

第4条 前条第2項ただし書きの場合、補助金の交付申請及び交付決定は、同条第

1 項各号に係るもの全てについて、翌年度に行うものとする。

(補助金の交付対象等)

第5条 補助金の交付対象となる経費は次のとおりとし、補助率・上限補助額については、それぞれの別表に掲げるとおりとする。

(1) 狩猟免許等の取得のために支出する経費のうち、別表1に掲げるもの。

(2) 狩猟免許等の更新のために支出する経費のうち、別表2に掲げるもの。

(更新補助金の取り扱い)

第6条 前条第2号に係る補助金の申請・交付等の手続きについては、所属する猟友会支部において、一括して行うものとする。

(取得補助金補助対象者の行う事前手続き)

第7条 取得補助金の交付を受けようとする者は、狩猟免許等の取得に先立ち、本補助事業の趣旨等について、市経済観光局農政部計画課又は農業振興センターの職員から説明を受けるものとする。

(補助金の交付申請)

第8条 補助金の交付を受けようとする者は、次のとおり、市長に申請しなければならない。

(1) 取得補助金を受けようとする者は、狩猟免許等取得・更新費補助金交付申請書(様式第2-1号)と様式に定める添付書類を申請に係る免許等を全て取得した後、当該取得年度内に市長に提出する。

(2) 更新補助金を受けようとする猟友会支部長は、狩猟免許等取得・更新費補助金交付申請書(様式第2-2号)と様式に定める添付書類を市長に提出する。

(補助金の交付決定)

第9条 市長は、前条に規定する申請があった場合において、その内容を審査し、補助金を交付することが適当であると認めるときは、補助金の交付を決定し、狩猟免許等取得・更新費補助金交付決定通知書(様式第3号)により申請者に通知する。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付決定をする場合において、必要があると認めるときは、条件を付することができる。

(補助金の請求)

第10条 前条の通知を受けた補助対象者は、速やかに狩猟免許等取得・更新費補助金請求書(様式第4号)を市長に提出しなければならない。

(狩猟免許の取得・更新及び狩猟者登録状況に係る兵庫県への照会)

第11条 取得補助金の交付を受けようとする者及び更新補助金の交付を受けようとする猟友会支部長は、市が兵庫県に狩猟免許の取得・更新及び狩猟者登録の状況について照会することについて、書面による同意書(それぞれ様式第5-1号及び5-2号)を提出するものとする。

(補助金の交付の決定の取消し等)

第12条 市長は、補助対象者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1)この要綱に違反したとき。

(2)補助金の交付に関して付した条件に違反したとき。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付の決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、補助対象者に対し、期限を定めてその返還を命ずることができる。

(延滞金の納付)

第13条 前条第2項の規定により補助金の返還を命じられた補助対象者は、当該補助金を納付期日までに納付しなかったときは、延滞金を納付しなければならない。延滞金の計算については、神戸市債権の管理に関する条例（昭和39年3月23日条例第74号）の規定を適用する。

(施行細目の委任)

第14条 この要綱及び神戸市補助金等の交付に関する規則（平成27年3月神戸市規則第38号）に定めるもののほか、補助金の交付について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

別表 1 (第 5 条関係)

(1 - 1) 狩猟免許取得関連経費

補助対象経費 (補助率1/2)
初心者狩猟免許講習会受講料
狩猟免許試験申請手数料
医師の診断書料
狩猟者登録手数料
狩猟税 (わな猟)
狩猟税 (銃猟)

(1 - 2) 銃砲所持許可取得関連経費

補助対象経費 (補助率1/2)
取扱講習受講手数料
射撃教習資格認定申請手数料
火薬類譲受許可申請手数料
医師の診断書料
銃砲刀剣類所持許可申請手数料

(1 - 3) 上限補助額

わな猟免許	銃猟免許・銃砲所持許可	3種類全て
15,000円	35,000円	43,000円

注 1. 補助対象経費は (1 - 3) の上限額の範囲内で、実際に支払った額とする。

ただし、医師の診断書料は、狩猟免許の取得については一律3,000円、銃砲所持許可証の取得については一律5,000円として補助金を算定する。

別表 2 (第 5 条関係)

(2-1) 狩猟免許更新関連経費

補助対象経費(補助率1/2)
狩猟免許更新手数料
医師の診断書料
狩猟者登録手数料
狩猟税(わな猟)
狩猟税(銃猟)

(2-2) 銃砲所持許可更新関連経費

補助対象経費(補助率1/2)
取扱講習受講手数料
技能講習受講手数料
医師の診断書料
銃砲刀剣類所持許可更新手数料

(2-3) 上限補助額

わな猟免許	銃猟免許	銃砲所持許可	2種類以上
10,000円	15,000円	15,000円	35,000円

注 1. 補助対象経費は(2-3)の上限額の範囲内で、実際に支払った額とする。

ただし、医師の診断書料は、狩猟免許の取得については一律3,000円、銃砲所持許可証の取得については一律5,000円として補助金を算定する。

注 2. わな猟免許と銃猟免許の更新時期が同じ場合は同時に更新するものとする。

注 3. 銃を複数丁所持している者については、新たな許可証の交付を伴う場合(基本銃)の更新のみを補助対象とし、対象となるのは1丁のみとする。

様式第1号（第2条関係）

年 月 日

神戸市長 へ

有害鳥獣捕獲班への加入に係る確認書

兵庫県猟友会 支部
支部長 印

みだしの件について、当支部では下記の者を翌年度末までに捕獲班員とします。

記

住 所
氏 名

神戸市長 あて

申請者

住 所

氏 名

印

年度狩猟免許等取得・更新費補助金交付申請書

年度において、猟友会 支部に加入し、神戸市狩猟免許等取得・更新費補助金交付要綱第2条の要件を満たしますので補助金 円を交付されますよう、同要綱第8条の規定により、下記の書類を添えて申請します。なお、補助金の交付を受けるにあたり、同要綱の規定を遵守することを誓約いたします。

記

経費区分	内容	補助対象経費	補助金額
1 狩猟免許試験に係る経費	(1)初心者狩猟免許講習会受講料	円	
	(2)狩猟免許試験申請手数料(わな、銃)	円	
	(3)医師の診断書料	3,000円	
	計	円	
2 銃砲所持許可申請手続きに係る経費	(1)取扱講習受講手数料	円	
	(2)射撃教習資格認定申請手数料	円	
	(3)火薬類譲受許可申請手数料	円	
	(4)医師の診断書料	5,000円	
	(5)銃砲刀剣類所持許可申請手数料	円	
	計	円	
3 狩猟者登録に係る経費	(1)狩猟者登録手数料(わな、銃)	円	
	(2)狩猟税(わな、銃)	円	
	計	円	
合 計		円	円

添付書類

- (1)初心者狩猟講習会受講料領収書の写し
- (2)狩猟免状の写し
- (3)狩猟者登録証の写し
- (4)銃砲所持許可証の写し
- (5)その他市長が必要と認める書類

様式第 2 - 2 号 (第 8 条関係)

年 月 日

神戸市長 あて

申請者

住 所

団体名 兵庫県猟友会 支部

氏 名 支部長 ㊟

年度狩猟免許等取得・更新費補助金交付申請書

年度において、別紙に掲げる者が狩猟免許等を更新し、有害鳥獣捕獲活動に従事するので、補助金 円を交付されますよう、神戸市狩猟免許等取得・更新費補助金交付要綱第 8 条の規定により、下記の書類を添えて申請します。なお、補助金の交付を受けるに当たり、同要綱の規定を遵守することを誓約いたします。

記

添付書類

- (1) 狩猟免状の写し
- (2) 狩猟者登録証の写し
- (3) 銃砲所持許可証の写し
- (4) 狩猟免許・銃砲所持許可更新者一覧 (別紙)
- (5) その他市長が必要と認める書類

別紙

年 月 日

年度狩猟免許・銃砲所持許可更新者一覧

兵庫県猟友会 支部
支部長 印

年度有害鳥獣捕獲班につきまして、当支部では下記の 名が狩猟免許・銃砲所持許可の更新を行いました。

記

氏名	わな猟免許	銃猟免許	銃砲所持許可	対象経費(円)	補助金額(円)

※更新した免許等の欄に○を記入して下さい。

様式第3号（第9条関係）

〇〇〇〇第 号
年 月 日

様

神戸市長 印

年度狩猟免許等取得・更新費補助金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった狩猟免許等取得・更新費補助金について、
下記のとおり決定したので、神戸市狩猟免許等取得・更新費補助金交付要綱第9条
の規定により通知します。

記

補助金交付決定額 金 円

様式第4号（第10条関係）

年 月 日

神戸市長 あて

申請者

住 所

氏 名

㊟

（兵庫県猟友会の場合は支部名及び代表者名）

年度狩猟免許等取得・更新費補助金請求書

年 月 日付け 第 号で補助金交付決定通知のあった狩猟免許等取得・更新費補助金 円を神戸市狩猟免許等取得・更新費補助金交付要綱第10条の規定により請求します。

記

補助金交付決定額（円）	請求額（円）

口座振替欄	銀行	口座名義(カナ)30字以内										
	支店名											
預金種目	1 普通	口座番号										
	2 当座											

（注）口座名義は、請求者と同一の名義であることが必要です。他人の口座に振り込む場合、別途「受領委任状兼口座指定書」を添付してください。

字訂正 _____
 字加入 _____ 印
 字抹消 _____

年 月 日

受領委任状兼口座指定書

(委任者) 住所

氏名 ⑩

私は、 _____ を代理人と定め、下記1による下記2の金額の受領を委任します。

記

1 神戸市狩猟免許等取得・更新費補助金

2 受領委任する金額 ￥ _____

上記権限の委任を受けることを承諾します。下記の銀行口座に振込みしてください。

(受任者) 〒 _____
 住所 _____
 氏名 ⑩ _____
 電話 _____

銀行名	支店名	預金種目	1 普通	2 当座
口座番号			3 その他 ()	
口座名義人 (カナ)				
※30字をこえる 場合、31字以下 は省略				

(注) 口座名義は、受任者と同一の名義であること。

様式第5-1号（第11条関係）

神戸市長 へ

狩猟免許の取得及び狩猟者登録状況に係る
兵庫県への照会についての同意書

年度狩猟免許等取得費補助金の交付を受けるにあたり、補助金の交付を受ける年度において、市が兵庫県に対して狩猟免許取得及び狩猟者登録状況について照会することに同意します。

年 月 日

住 所
氏 名

印

様式第5-2号(第11条関係)

神戸市長 へ

狩猟免許の更新及び狩猟者登録状況に係る
兵庫県への照会についての同意書

年度狩猟免許等更新費補助金の交付を受けるにあたり、補助金の交付を受ける年度から3年間、市が兵庫県に対して当支部の捕獲班員の狩猟免許更新及び狩猟者登録状況について照会することに同意します。

年 月 日

住 所

兵庫県猟友会 支部

支部長

印